

# 7 退学

退学は内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。それぞれの学期の授業料等納付金の納入期限までに、授業料等納付金が納付されていない場合は、「退学願」を受理することができません。

## 1 退学の期日

退学の期日は「退学願」を授業運営課が受理した日。ただし、各学期の学費納入日※<sup>1</sup>までに「退学願」を提出した場合、退学期日は前学期末日※<sup>2</sup>となります。また希望により受理日以降の期日を指定することができます※<sup>3</sup>。

- ※<sup>1</sup> 学費納入日とは、春学期4月15日、秋学期10月15日（土日を含む場合は翌月曜日）。
- ※<sup>2</sup> 学期末日とは、春学期末日は9月30日、秋学期末日は3月31日です。
- ※<sup>3</sup> 成績公開後に、警告を受けて退学を希望する場合、退学期日は、学期末日となります。

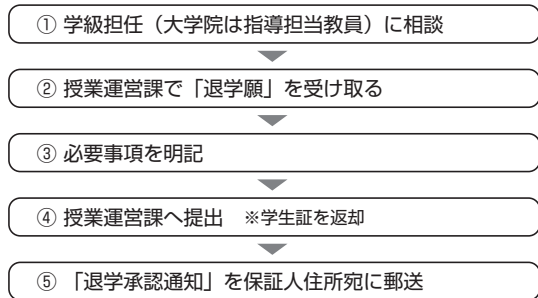
### ■「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条、大学院学則第34・35条参照			

\* 納入の最終期日までに納入されない場合は、大学学則および大学院学則に照らし、「除籍」となります。

### ■「退学願」の書き方見本

### ■退学手続きの流れ



## 2 退学時の学費の取り扱い

- 退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

- ▶ 玉川大学学則  
参照『学生生活ガイド』  
p.148～157
- ▶ 玉川大学大学院学則  
参照『大学院要覧』  
p.150～157
- ▶ 退学願  
ホームページからも  
ダウンロードできます